

第 4 0 回国民文化祭、第 2 5 回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会
会則（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、「第 4 0 回国民文化祭、第 2 5 回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 実行委員会は、第 4 0 回国民文化祭（以下、「国民文化祭」という。）第 2 5 回全国障害者芸術・文化祭（以下、「全国障害者芸術・文化祭」という。）の開催準備、運営、実施等に必要の事業を行うことを目的とする。

（事業）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- （ 1 ）国民文化祭、全国障害者芸術文化祭の開催に必要な企画及び運営に関すること
- （ 2 ）関係機関及び団体との連絡調整等に関すること
- （ 3 ）その他目的を達成するために必要な事項に関すること

第 2 章 組織

（組織）

第 4 条 実行委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、長崎県知事をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

（ 1 ）関係機関及び団体の役職員

（ 2 ）前 2 号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める者

5 会長は実行委員会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は不在のときは、副会長がその職務を代理する。

（監事）

第 5 条 実行委員会に、監事を置く。

2 監事は、会長が委嘱する。

3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

(任期)

第6条 会長、副会長、委員及び監事の任期は、第16条の規定に基づき、実行委員会
が解散する日までとする。ただし、会長、副会長、委員及び監事が就任時の機関又は
団体の役職を離れたときは、その時点で職を失い、その後任者が前任者の残任期間を
務めるものとする。

2 前項の規定(ただし書を除く。)にかかわらず、特別の事情があるときは、この限り
でない。

第3章 会議

(会議の種類)

第7条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 国民文化祭企画会議
- (3) 全国障害者芸術・文化祭企画会議

(総会)

第8条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事項
- (2) 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の基本構想及び実施計画に関する事項
- (3) 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の準備、運営及び実施に関する事項
- (4) 実行委員会の予算及び決算に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催に
係る重要な事項

4 総会は、委員(副会長を含む。以下、この条において同じ。)の過半数の出席がなけ
れば開くことができない。ただし、やむを得ない理由のため総会に出席できない委員
は、代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

5 総会の議事は、出席した委員(代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わ
った者を含む)の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ
による。

6 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決
し、総会の議決に代えることができる。

7 会長は、必要があるときは、委員以外の者に総会への出席を求めることができる。

(国民文化祭企画会議)

第9条 国民文化祭企画会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 国民文化祭の事業の企画、運営及び広報に関する事項
- (2) 国民文化祭の実施計画に関する事項
- (3) その他、国民文化祭の準備、実施に関する事項

2 国民文化祭企画会議は、審議内容に応じて部会を置くことができる。

3 国民文化祭企画会議は、全国障害者芸術・文化祭企画会議と連携し、第1項の規定により審議した内容を必要に応じて実行委員会に報告する。

4 国民文化祭企画会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(全国障害者芸術・文化祭企画会議)

第10条 全国障害者芸術・文化祭企画会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 全国障害者芸術・文化祭の事業の企画、運営及び広報に関する事項
- (2) 全国障害者芸術・文化祭の実施計画に関する事項
- (3) その他、全国障害者芸術・文化祭の準備、実施に関する事項

2 全国障害者芸術・文化祭企画会議は、審議内容に応じて部会を置くことができる。

3 全国障害者芸術・文化祭企画会議は、国民文化祭企画会議と連携し、第1項の規定により審議した内容を必要に応じて実行委員会に報告する。

4 全国障害者芸術・文化祭企画会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第11条 会長は、総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、その議決すべき事項について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告しなければならない。ただし、簡易なものについては、この限りではない。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、長崎県文化観光国際部ながさきピース文化祭課内に置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計)

第13条 実行委員会の経費は、県負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第14条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第15条 監事は、実行委員会の決算について監査し、総会に報告しなければならない。

第7章 解散

(解散)

第16条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第17条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、長崎県に帰属するものとする。

第8章 補則

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和4年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和5年3月31日までとする。

附 則

この会則は、令和6年5月28日から施行し、第12条第1項の改正部分については、令和6年4月1日から適用する。

第40回国民文化祭、第25回全国障害者・芸術文化祭 長崎県実行委員会会則 新旧対照表 (案)

新(改正後)	旧(改正前)
<p>第40回国民文化祭、第25回全国障害者・芸術文化祭長崎県実行委員会会則</p>	<p>第40回国民文化祭、第25回全国障害者・芸術文化祭長崎県実行委員会会則</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
(名称)	(名称)
第1条～第3条 略	第1条～第3条 略
<p>第2章 組織</p>	<p>第2章 組織</p>
第4条～第6条 略	第4条～第6条 略
<p>第3章 会議</p>	<p>第3章 会議</p>
第7条～第10条 略	第7条～第10条 略
<p>第4章 会長の専決処分</p>	<p>第4章 会長の専決処分</p>
第11条 略	第11条 略
<p>第5章 事務局</p>	<p>第5章 事務局</p>
(事務局)	(事務局)
第12条 実行委員会の事務を処理するため、長崎県文化観光国際部ながさきピース文化祭課内に置く。	第12条 実行委員会の事務を処理するため、長崎県文化観光国際部文化振興・世界遺産課及び福祉保健部障害福祉課内に置く。
2 略	2 略
<p>第6章 会計</p>	<p>第6章 会計</p>
第13条～第15条 略	第13条～第15条 略
<p>第7章 解散</p>	<p>第7章 解散</p>
第16条～第17条 略	第16条～第17条 略
<p>第8章 補則</p>	<p>第8章 補則</p>
第18条 略	第18条 略

**第40回国民文化祭、第25回全国障害者・芸術文化祭
長崎県実行委員会会則 新旧対照表 (案)**

新(改正後)	旧(改正前)
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この会則は、令和6年5月28日から施行し、第12条第1項の改正部分については、令和6年4月1日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p>